

法人の方へ 諸費用（災害損失特別勘定等）の法人税の取扱い

国税庁は、東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱い（法令解釈通達、費用通達）及び東日本大震災関係諸費用（災害損失特別勘定など）に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例を公表しました。

これらは、阪神・淡路大震災の際の法人税の取扱いを参考にしたものであり、阪神・淡路大震災の際に寄せられた質疑を参考にして、今回の東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いに係る質疑応答事例を作成しましたので合わせてお伝えいたします。

- 「災害損失特別勘定への繰入額の損金算入」
- 「被災資産の修繕費用等の見積りの方法」
- 「災害損失特別勘定の益金算入」
- 「修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例」
- 「災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲」
- 「修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算」
- 「繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合」
- 「損壊した賃借資産等に係る補修費」

などの取扱いを示しています。

また、質疑応答事例は、2011年4月18日現在の法令・通達等に基づいて作成したもので、災害損失特別勘定に関して、その概要や経理、中間決算での取扱い、修繕費用の見積額、繰入れ、取崩し、延長確認申請、その他について27事例、また、賃貸資産等の補修費用関係で4事例、被災者用仮設住宅の設置費用関係で2事例の計33事例を掲載し、その取扱いを明らかにしています。

東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（法令解釈通達）

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/110418/hojin_atsumai.pdf

質疑応答事例

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/pdf/hojin_FAQ.pdf

災害損失特別勘定とは

災害損失特別勘定とは、被災事業年度において、被災資産の修繕等のための見積額を経理した場合のその勘定科目をいいます。

この災害損失特別勘定は貸借対照表上の負債項目ですが、災害損失特別勘定繰入額は費用として計上します。費用として計上した金額のうち、一定の金額までは、税務上、損金として認められます。この場合の一定の金額とは、保険金等により補填される部分を除いた次のいずれが多い金額の合計額を指します。

- 災害により被害を受けた資産を引続き事業に供した場合、法人税の所得の計算上損金に算入されるもの
- その試算の価値が減少した事による評価損
- 原状回復の為の修繕費等

の評価損は事業年度で損金計上が可能。

の修繕費等は原則、修繕等を行った事業年度で損金に算入となるが、被害を受けた資産に係る修繕費を合理的に見積もることが出来、被災事業年度に損金算入を認めても税務上問題ない事例なども十分に想定されます。

諸事情を踏まえ、災害により被害を受けた棚卸資産、固定資産の修繕の為に要する費用で、災害のあった日より1年以内に支出すると見込まれ、適正に見積もることが出来るものは、『災害損失特別勘定』に繰り入れて被災事業年度に損金の額に算入することが出来ます。

<例(5月決算)>

平成23年5月期

3/11 大震災発生・・・固定資産等が被災
4/30 保険金100万円入金・・・保険金による補填
5/31 事業年度終了・・・来期修繕見積額130万円

災害損失特別勘定を計上 = 130万円

赤字(100万 - 130万)のため、課税なし

翌期

平成24年5月期

7/31 修繕開始・・・前期での見積もり
9/31 修繕完了、支払・・・修繕費トータル160万円
5/31 事業年度終了

災害損失特別勘定取り崩しを計上 = +130万円

赤字(130万 - 160万)のため、課税なし

ポイント

- ・平成23年3月11日以降に決算を迎える法人で、災害による修繕等の実際の支出がなくても、見積額により災害損失特別勘定として、その年度に損金算入できます。

災害損失特別勘定等法人税の取扱いについて、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁

<http://www.nta.go.jp/>

税理士榎山直樹事務所

<http://www.narayama.com/>